

一般環境大気中のダイオキシン類の測定地点の見直しについて

1 一般環境大気中のダイオキシン類調査の経緯

- ・東京都（環境局）では、平成 8 年度より都内の一般環境大気中のダイオキシン類の濃度の調査を開始。
- ・平成 10 年度からは、測定地点数を 20 地点に拡充、新たにコプラナーPCB の調査も実施。

【地点の選定の考え方（平成 10 年度）】

- ・東京地域公害防止計画の対象地域を 10km メッシュの 15 区分し、1 区分に原則として 1 地点を設ける。
そのうち平成 9 年度における測定地点 9 地点は、継続して測定する。
- ・人口密度や全体の地域バランスを考慮し、4 地点を追加。
- ・バックグラウンド 1 地点は引き続き測定する（檜原局）。

- ・平成 27 年度から八王子市が 1 地点を追加。現在、都内の測定地点数は 21 地点。

2 一般環境大気中のダイオキシン類濃度の現況等

- ・都内における環境中へのダイオキシン類の総排出量（推計値）は、ダイオキシン類対策特別措置法（平成 11 年法律第 105 号。以下、「法」という。）の施行（平成 12 年 1 月 15 日）、種々の排出源対策等により、「法」施行前の平成 10 年度と比べ、平成 25 年度には 40 分の 1 以下まで削減。
- ・この結果、都内の一般環境大気中のダイオキシン類濃度は大幅に改善し、近年は緩やかな改善傾向にある（別紙 1「都内の一般環境大気中のダイオキシン類濃度（年間平均値）の推移」参照。）。
 - ▶ 平成 26 年度の平均値（20 地点の年間平均値）は 0.024pg-TEQ/m³であり、平成 10 年度の 15 分の 1、環境基準の 25 分の 1。
 - ▶ 平成 26 年度の年間平均値の最大値でも 0.038pg-TEQ/m³であり、環境基準の 16 分の 1。

表 都内の一般大気環境中(20 地点)のダイオキシン類濃度(年間平均値)の推移
(単位:pg-TEQ/m³)

年度	平均	最大	環境基準
平成 10 年度	0.36	0.74	0.6 以下 (年間平均値)
...	
平成 22 年度	0.037	0.10	
平成 23 年度	0.030	0.053	
平成 24 年度	0.032	0.097	
平成 25 年度	0.024	0.051	
平成 26 年度	0.024	0.038	

3 測定地点の見直しについて

1) 環境省の事務処理基準

- ・ダイオキシン類対策特別措置法第 26 条の規定に基づく大気中のダイオキシン類による汚染の状況の常時監視に関する事務の処理基準について（平成 13 年 5 月 21 日環管総第 145 号、平成 17 年 6 月 29 日改正。以下、「事務処理基準」という。）では、平成 17 年改正時に望ましい測定地点数の算定、見直し等が示されている。

【望ましい測定地点数の算定等】（この枠内、「事務処理基準」より抜粋・要約）

望ましい測定地点数は、以下のアに規定する全国的視点から必要な測定地点数に、以下のイに規定する地域的視点から必要な測定地点数を加えて算定。

ア 全国的視点から必要な測定地点数の算定

① 人口及び可住地面積による算定

以下の基準で算定された都道府県ごとの測定地点数のうち、数の少ない方を都道府県ごとの基本的な測定地点数とする。

(a) 人口 75,000 人当たり 1 つの測定地点を選定

(b) 可住地面積 25km² 当たり 1 つの測定地点を選定

② 環境濃度レベルに対応した測定地点数の調整

都道府県の測定地点のうち、過去 3 年間程度の間において、環境基準の評価指標で最高値を示した測定地点の当該最高値を以下のように区分し、「高」に該当する測定地点を有する都道府県にあつては①で算定された数を、「中」に該当する測定地点を有する都道府県にあつては①で算定された数の概ね 1/2 の数を、「低」に該当する測定地点を有する都道府県にあつては①で算定された数の概ね 1/3 の数を測定地点数とする。

「高」：環境基準を未達成又は達成しているが、基準値の 7 割を超える。

「中」：環境基準を達成しているが、基準値の 3 割を超え、かつ、7 割以下。

「低」：環境基準を達成し、かつ、基準値の 3 割以下。

③ ダイオキシン類の特性に対応した測定地点数の調整

①及び②で算定された数の概ね 4/5 の数を測定地点数とする。

イ 地域的視点から必要な測定地点数の算定

地形・気象等の地域固有の自然的状況、大気汚染発生源等に対する社会的状況、これまでの経緯等を勘案して必要な測定地点数を算定。

【測定地点の選定（一般環境）】

- ・発生源からの直接の影響を受けにくいと考えられる地点について、汚染の状況の継続的把握が効果的になされるよう選定。
- ・経年変化が把握できるよう、原則として同一地点で継続して監視を実施。

【調査地点数等の見直し等】

- ・人口、濃度レベル等が変化したことにより、「事務処理基準」に規定する必要な測定地点数の算定基礎データが変化した場合、必要に応じて測定地点数等を見直すこと。

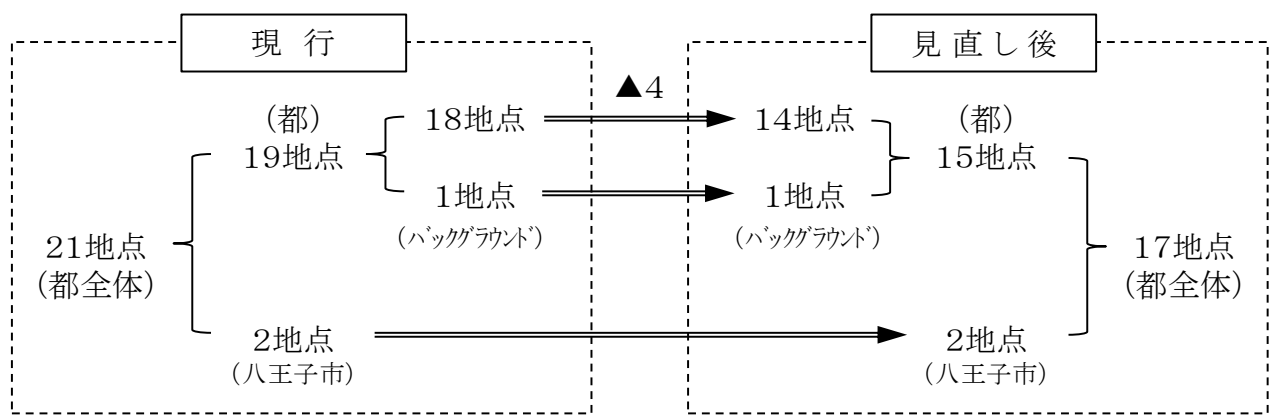
2) 測定地点数の算定について(別紙2参照)

- ・これまでの環境濃度の改善状況等を考慮し、「事務処理基準」に基づき「望ましい測定地点数」を算定 → 16 地点
- ・このほか、バックグラウンド1 地点(檜原局、継続)を加え、17 地点とする。

3) 測定地点の見直しについて

- ・上記での算定結果を踏まえ、東京都全域の測定地点数を現行の 21 地点(うち 1 地点は平成 27 年度の八王子市の『法』政令市への移行に伴い都より市に移管、さらに同 27 年度より市が測定地点 1 地点を新規に追加。)より、17 地点に見直す。従って、都測定地点は 4 地点を減ずる。

図 現行と見直し後の測定地点数



- ・地点の見直しにあたっては、同一地点で測定を継続するとともに、全体の地域バランス等を考慮の上、1 メッシュに 2 箇所測定地点がある場合に原則として 1 地点を減ずることとする。※1

【平成 27 年度で測定をとりやめる 4 測定地点】

(丸数字は別紙 1「都内の一般環境大気中のダイオキシン類濃度(年間平均値)の推移」の地点番号を表す。)

- ② 目黒区(碑文谷局) ※2
- ⑤ 中野区(若宮局)
- ⑥ 荒川区(南千住局)
- ⑭ 武蔵野市(関前局)

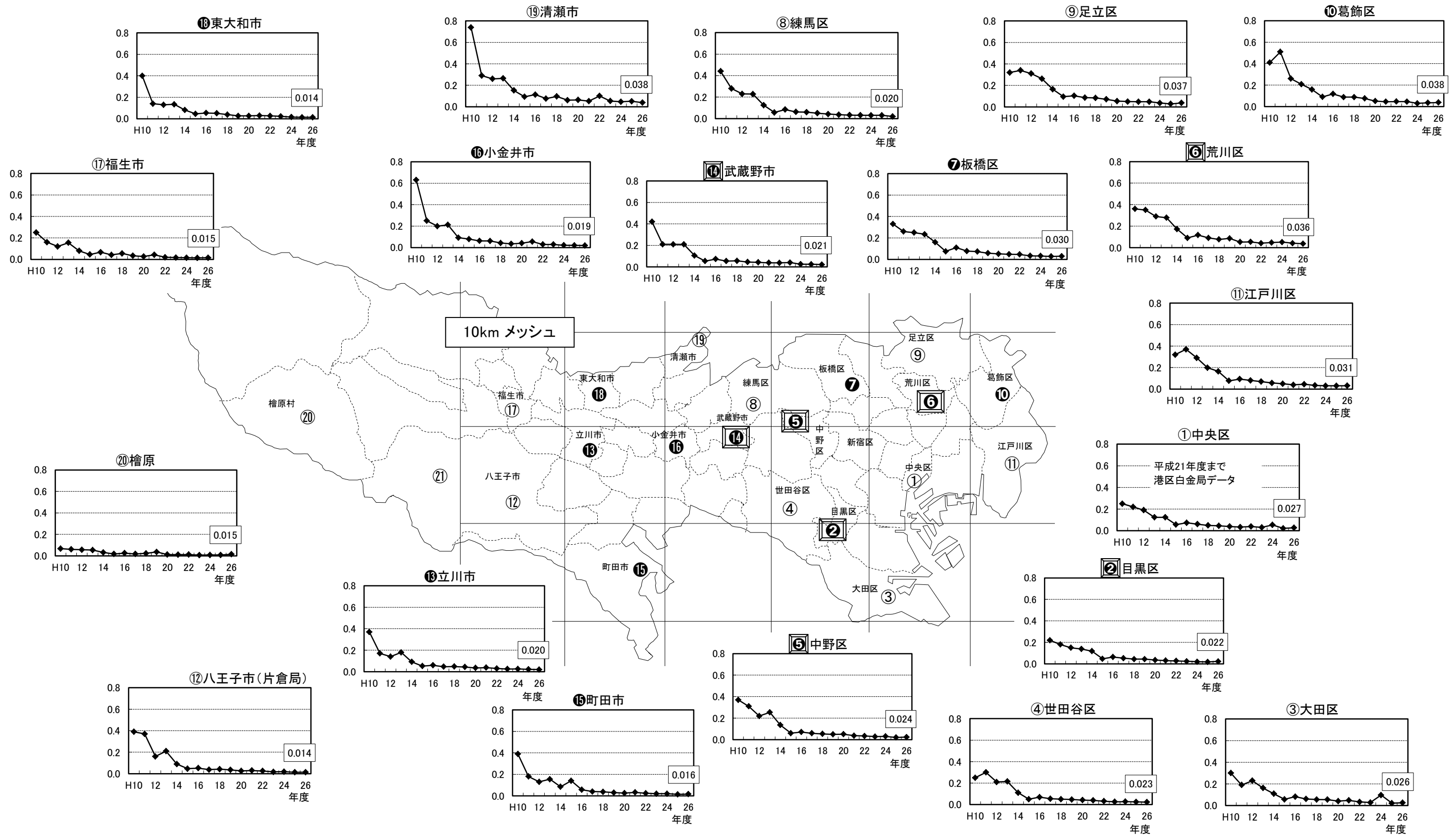
※1 ⑭清瀬市及び⑧練馬区の 2 測定地点を有するメッシュでの取扱いについて

⑭清瀬市(下宿)は、平成 26 年度の年間平均最高濃度地点のうちの 1 つであること、また⑧練馬区(石神井町局)は、近傍の⑤中野区(若宮局)及び⑭武蔵野市(関前局)を減ずるため、地域バランスを考慮し残す必要があることから、当該メッシュでは複数地点での測定を継続する。

※2 ②目黒区(碑文谷局)について

メッシュ内の都の測定地点は 1 地点ではあるが、メッシュに占める都面積が約 1/2 と測定地点を有するメッシュでは最も小さく、またメッシュ中央部付近に神奈川県川崎市の測定地点があることから、②目黒区(碑文谷局)の測定をとりやめる。

都内の一般環境大気中のダイオキシン類濃度(年間平均値)の推移



※1 環境基準:0.6pg-TEQ/m³以下(年間平均値)<地点ごとに評価>

※2 各グラフ中、 内の数字は平成26年度年間平均値(単位:pg-TEQ/m³)

※3 平成26年度の平均値(20地点の年間平均値)は0.024pg-TEQ/m³であり、平成10年度の15分の1に減少し、環境基準の25分の1

※4 平成26年度の年間平均値の最大値は0.038pg-TEQ/m³であり、環境基準の16分の1

参考1 ⑫八王子市片倉町局は、八王子市のダイオキシン類対策特別措置法政令市への移行に伴い、平成27年度より都から市に移管。

参考2 ⑳八王子市大楽寺町局は、八王子市のダイオキシン類対策特別措置法政令市への移行に伴い、平成27年度より市が新規に測定。

【地図中の丸数字について】

②など黒丸数字(白抜き数字)は、平成10年度に追加した測定地点である(計10地点)。

 で囲った丸数字は、今回の見直しにより、測定をとりやめる地点である(計4地点)。

測定地点数の算定について

1 「事務処理基準」に基づく「望ましい測定地点数」の算定について

ア 全国的視点から必要な測定地点数の算定

① 基本的な測定地点数の算出

		原単位			
(a) 人口(人)	13,378,584	75,000人で1地点	⇒	178 地点	} 少ない方 →
(b) 可住地面積(km ²)	1,392.14	25km ² で1地点	⇒	56 地点	

56 地点

② 環境濃度レベルに対応した調整

「高」: 環境基準を未達成または達成しているが、基準値の7割超

→ ① × 1

「中」: 環境基準を達成かつ、基準値の3~7割

→ ① × 1/2

○ 「低」: 環境基準を達成かつ、基準値の3割以下

→ ① × 1/3

19 地点

③ DXNの濃度特性による補正

② × 4/5

16 地点

(小数点以下切り上げ)

イ 地域的な地点から必要な測定地点数の算定

地形・気象等の地域固有の自然的状況、大気汚染発生源等に対する社会的状況等

→ 区部及び多摩部では、勘案すべき地形・気象等の地域固有の自然的状況、新たな発生源等は特になし。

⇒ 特に計上を要しない。

0 地点

望ましい測定地点数(ア+イ) 16 地点

2 その他の地点数

引き続き、バックグラウンド1地点(檜原局)で測定

1 地点

3 測定地点数の算定

1で算定した「望ましい測定地点数」に2「その他の地点数」を加えて算定

測定地点数(1+2)

17 地点